

八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付要綱

平成29年(2017年)8月9日施行
平成30年(2018年)11月8日改正
令和元年(2019年)8月1日改正
令和2年(2020年)10月26日改正
令和3年(2021年)5月20日改正
令和4年(2022年)6月30日改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）に定められている沿道集落地において、まちづくり団体等が行う既存の地域資源を活かした地域再生の取り組みに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、沿道集落地の活力度向上を図るものである。
- 2 当該補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 沿道集落地

都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）に定める沿道集落地

(2) まちづくり団体

市内に存する次に掲げる団体をいう。

ア 特定非営利活動促進法（平成10法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人

ウ まちづくり活動をする任意の団体であって、上記ア及びイの団体相当の実績が認められるもの

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 地域住民と協働して活動をしているまちづくり団体

(2) 八王子市地区まちづくり推進条例（平成18年9月27日）に規定する地区まちづくり協議会

(3) 地元住民と協働し、第4条に定める補助対象事業及びそれに類似する事業の実績がある団体

- 2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた前項記載の団体が組織改編や名称変更等を行った場合、当該団体の実質的な事業内容に変更がないときは、従前の団体から活動を引き継いだものとみなし、新規の補助金の交付対象者として扱わない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の交付対象者に該当しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) その他市長が不適切と認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）に定められている沿道集落地及びその周辺において、まちづくり団体等が地域住民と協働で実施する公共性の高い取組のうち、次に掲げる事業をいう。

- (1) 次項に定める目的を効果的に達成するための地域将来構想の検討（以下「まちづくり検討事業」という。）
- (2) 次項に定める目的を効果的に達成するために実施される具体的な取組（以下「まちづくり実施事業」という。）

2 前項に定める補助対象事業の目的は、以下のいずれかに、少なくとも1つ以上該当するものであること。

- (1) 空き家の改修や施設等の整備等による地域コミュニティの形成もしくは地域外訪問者との交流機能の形成
- (2) 耕作放棄地や荒廃した山林の活用等による地域コミュニティの形成もしくは地域外訪問者との交流機能の形成
- (3) 植栽の設置等による良好なまちなみ形成
- (4) その他、沿道集落地の活力や魅力向上、イメージアップを目的とした取組で、市長が認めたもの

3 次の各号のいずれかに該当する事業は、第1項の補助対象事業に該当しない。

- (1) 本補助金の交付決定以前に着手している事業
- (2) 交付決定日から起算して5年が経過した日の属する会計年度の末日まで、前項の補助対象事業の目的を踏まえた事業運営・管理等の活動継続が見込めない事業
- (3) 利用者が限定される事業
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内で実施する事業
- (5) その他法令に反する事業

（補助対象事業に関する施工業者）

第5条 補助対象事業を実施する際に工事を伴う場合、当該工事の施工は、原則として、市内に住所又は事務所を有する施工業者に依頼するものとする。

(補助対象経費)

第6条 第4条に定める補助対象事業にかかる経費は、別表1に定める。

2 前項に掲げる経費は、補助金交付決定日から補助対象事業完了日までに要した経費とする。

(補助金の額等)

第7条 第4条にかかる補助金の額は、別表2に定める補助上限額、補助回数、補助率から算出される金額以内とし、かつ、予算の範囲内で決定する。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項に定める補助回数は、補助金の交付決定を受けた者1団体につき、第4条第1項に定める事業それぞれについて、同一年度に1回を限度とする。

(選定の申込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付対象者選定申込書(第1号様式)に別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付対象者の選定)

第9条 この要綱による補助金の交付対象者(以下、「交付対象者」という。)の選定については、別に定める懇談会において提出書類の内容確認及び面接(プレゼンテーション)を行い、懇談会より出された意見・指摘事項を踏まえた上で、土地利用計画課が選定する。なお、交付対象者に対し追加資料の提出を求める場合がある。

2 市長は、前項の選定に基づき交付対象者を決定し、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付対象者選定結果通知書(第4号様式)によりその旨を通知する。

(交付申請)

第10条 交付対象者は、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付申請書(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(申請取下げ)

第11条 前条の規定による補助金の交付申請を行った補助金の交付申請を行った者で、交付決定前にその申請を取り下げる者は、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付申請取下げ届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付決定通知書(第7号様式)により当該交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な

限度内において条件を付すことができる。

- 3 交付申請者は、第1項の交付決定通知書の交付を受けるまでは、工事、その他当該申請に関する工事及び活動等をしてはならない。

ただし、「真にやむを得ない理由」がある場合には、交付決定日にかかわらず、その効力を4月1日から生じさせるものとする。また、「真にやむを得ない理由」に該当するものであって、4月1日から交付決定の効力を生じさせることが必要なものについては、第8条の規定による選定の申込の際に、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付対象者選定申込書（第1号様式）の補足説明・備考欄に以下のいずれかの理由及び該当部分の概要を記載すること。

(※) 真にやむを得ない理由があるものの事例

- (ア) 1年を通じて実施する必要がある事業
- (イ) 季節等実施時期が限られる事業
- (ウ) 適正工期の確保のため早期着手が必要な事業
- (エ) その他

(辞退)

第13条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける前に補助金の交付決定を辞退しようとするときは、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付決定辞退届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了し、経費の支払いが完了したときは、1か月以内または当該年度に属する3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 八王子市沿道集落地区の魅力再生事業の実績（第10号様式）
- (2) 補助対象事業に関する領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (3) 補助対象経費の内訳のわかる書類
- (4) 事業により整備または設置した物件及び事業実施場所周辺の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(交付請求)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付額を確定したときは、補助事業者に対し速やか

に補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払により交付することが出来る。この場合において補助金の一部を交付したときは、当該額を補助金から控除するものとする。なお、概算払による交付は原則として当該事業につき1回限りとする。
- 3 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金概算払申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は前項の申請に基づき概算払額を決定したときは、補助事業者に対し八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金概算払決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付請求書（第14号様式）により請求するものとする。
- 6 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の交付額確定通知書受領後、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金精算書（第15号様式）を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（補助事業の内容変更）

- 第17条 補助事業者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、その変更内容についてあらかじめ市長に報告し、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業変更承認申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。
- 2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業変更承認通知書（第17号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第18条 補助事業者は、管理または運営開始の日から5年以内に事業を中止又は廃止しようとするときは、その内容や理由のわかる書類を添付して、あらかじめ、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金事業廃止等承認申請書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の廃止等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、廃止等を承認するときは、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金対象事業廃止等承認通知書（第19号様式）により、当該補助事業者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- (1) 第13条の規定により辞退したとき。
 - (2) 第17条第2項及び前条第2項の規定による承認を行った場合で、必要と認められるとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (4) 補助金をほかの用途に使用したとき。
 - (5) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、交付決定の取消しを決定したときは、八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金交付決定取消通知書（第20号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第15条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、交付決定の取消しに係る補助金又は確定した交付額を超えて概算払されている補助金に関し、既に支払われているときは、期限を定めて八王子市沿道集落地区の魅力再生事業補助金返還命令書（第21号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還命令を受けたとき、定められた期限内に補助金を市に返還しなければならない。

（資料保存）

- 第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために用いた資料について、補助事業の完了後5年間保存し、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

（状況報告）

- 第22条 市長は、補助事業者に対し、補助実施年度を含め5か年度について補助事業実施状況の報告を求めることができる。

（法令遵守）

- 第23条 補助事業者は、法令等を遵守し、誠実に事業を実施しなければならない。

（事業協力）

- 第24条 補助事業者はこの要綱による補助金により施設が整備されたときは、当該団体が町会にある場合は、町会に加入するとともに、町会が実施する事業に積極的に協力するよう努めるものとする。

（終期）

- 第25条 「補助金制度見直し方針」に基づき終期を設定し、見直しを行う。

（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた補助対象事業の実施）

- 第26条 補助対象事業を実施する場合は、別に定める「交付対象事業の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を考慮した事業計画としなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定するガイドラインに定める実施基準を満たす事業計画での実施が困難な場合は、ガイドラインの内容を十分配慮した代替の対策を提示すること。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年(2019年)8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)10月26日から施行する。

附 則

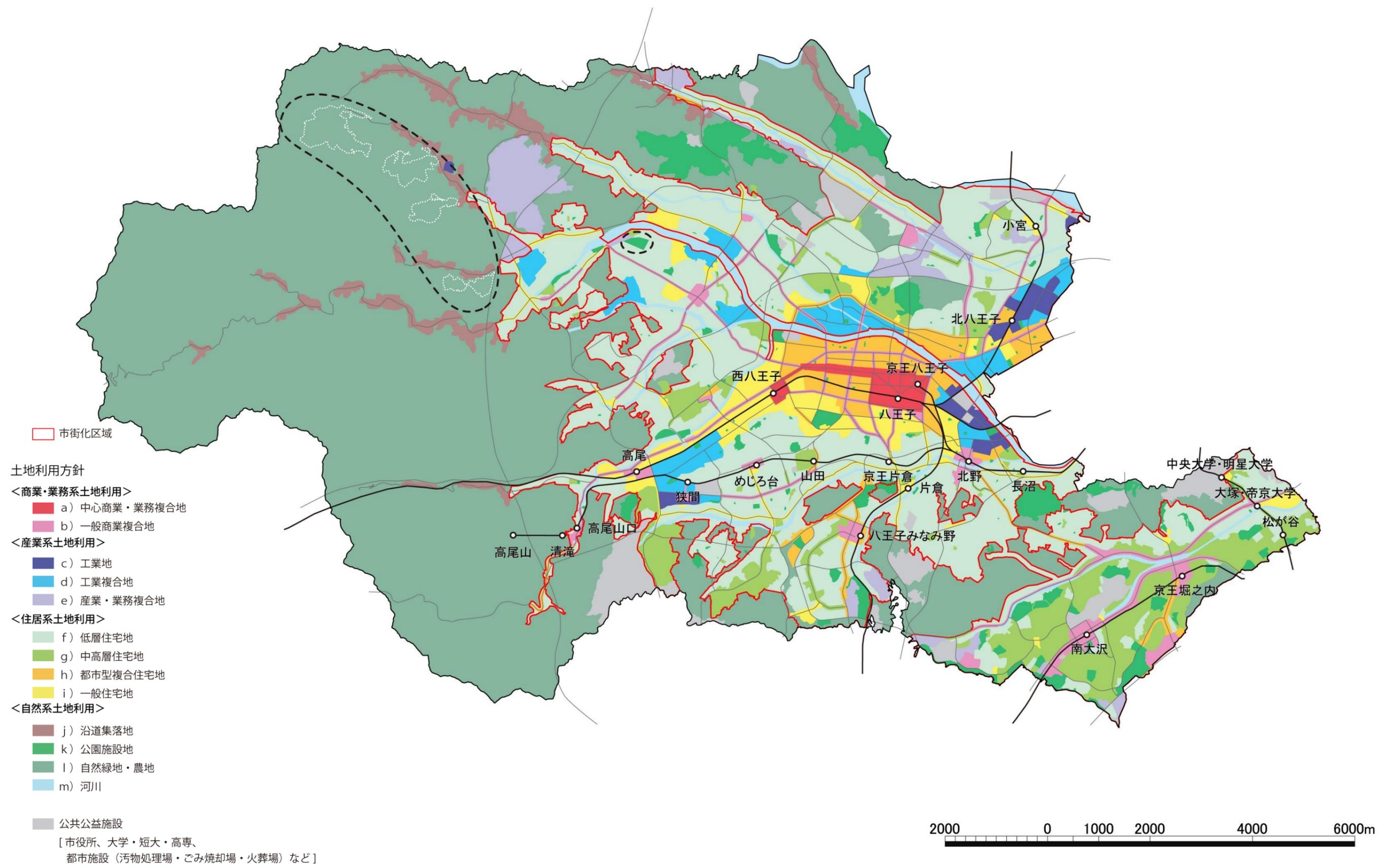
この要綱は、令和3年(2021年)5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)6月30日から施行する。

令和3年度までにこの要綱の交付実績がある者が、令和4年度以降に第8条に定める補助金の交付選定の申し込みを行う場合、過去の交付実績が第4条第1項の補助対象事業に分類できるときは、当該事業にかかる補助の申し込みを2回目とみなす。

別図（第2条第1号関係）



別表 1 (第 6 条関係)

事業	経費	
1. まちづくり検討事業	ア. 委託費	事業を効果的に実施するために必要となる外部発注経費
	イ. 物品購入費	事業を効果的に実施するために必要となる物品等の購入に要する経費
	ウ. その他経費	ア、イを除き、事業を効果的に実施するために必要となるその他の経費
2. まちづくり実施事業	ア. 施設整備費	①施設整備・改修費 外装・内装・空調等電気設備・外構やつくりつけ家具の整備費など、事業を効果的に実施するために必要となる経費 ②空き畑及び空き山・林の整備費 荒廃した耕作放棄地及び山林の再生や作物の導入に当たり必要となる経費 ③建築資材（住民参加型、手作り施工に伴う資材）
	イ. イベント費	事業を効果的に実施するために必要となるイベントの開催に要する経費
	ウ. 広報費	事業を効果的に実施するために必要となる広告宣伝に要する経費（印刷製本費、広告掲載費）
	エ. 委託費	事業を効果的に実施するために必要となる経費で、ア～ウを除き作業を外部発注する経費
	オ. 物品購入費	事業を効果的に実施するために必要となる物品等の購入に要する経費
	カ. その他経費	ア～オを除き、事業を効果的に実施するために必要となるその他の経費

備考：次に掲げるものは、上記にかかわらず対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な活動経費、団体の運営、維持にかかる経費
- (2) 事業の趣旨、目的に則さない経費
- (3) その他、公金で支出することが適切でないと判断される経費

別表 2 (第 7 条関係)

事業	補助上限額	補助回数	補助対象経費に対する補助率
1. まちづくり検討事業	100 万円/1 事業	1 年度につき 1 回、通算 2 回までとする。ただし、市	1 回目：100%

		長が特に必要と認める場合は、1回に限り、補助回数を追加することができる。この場合の補助率は100%とする。	2回目：100%
2. まちづくり実施事業	300万円/1事業	1年度につき1回、通算3回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1回に限り、補助回数を追加することができる。その場合の補助率は50%とする。	1回目：100% 2回目：80% 3回目：60%

別表3（第8条関係）

提出書類（共通）	
<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する覚書（第2号様式） ・事業計画書（第3号様式） ・事業予算書、見積もり（2者以上）等 ・事業スケジュール及び工程表 ・整備予定場所の現況がわかる写真及び平面図 ・施設整備後の運用・PR活動について ・整備イメージのわかる予定図または絵等 ・収支計画書（店舗等を運営する場合） ・土地及び建物所有者との覚書（補助対象者と土地・建物所有者が異なる場合） ・建物の安全性に対する取り組み等について（建築確認済証のコピー等が提出できない場合） ・許認可その他資格を証明する書類の写し（開業が伴う事業で、必要な場合） ・補助対象者に関する提出書類一式 ・その他市長が必要と認める書類 	
補助対象者に関する提出書類	
特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・活動計算書 ・特定非営利活動法人としての納税証明書
一般財団法人・一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書（活動内容がわかるもの） ・決算書 ・納税証明書
地区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり協議会認定通知書 ・地区まちづくり協議会の概要（活動報告書、メンバーの名簿等） ・地区まちづくり計画（策定している場合）

交付金手続きにあたっての留意事項

- ・補助金交付対象者選定申込書の提出には、事前相談が必須となります。相談にあたっては当該建築物の図面、建築確認申請時の書類、検査済証、固定資産税課税明細書（空き家等の施設整備の場合）の書類を持参してください。
- ・相談は必ず事前に電話の上、お越してください。
- ・事業実施については、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴った事業内容や実施体制等のご配慮をお願いするとともに、事前相談の際に、対策等についてのご説明をお願いしております。

※今年度事業については、新型コロナウイルス（COVIT-19）の感染状況等に配慮し、事業実施決定・調整に時間がかかることを踏まえ、応募期間内に規定の応募数・交付額に満たなかった場合、HP等で告知した上で、応募期間を延長し、応募に応じその都度書類審査を行います。